

向島まちづくりビジョン推進会議規約

(名称)

第1条 この会は、向島まちづくりビジョン推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 推進会議は、向島ニュータウンの再生、ひいては、向島地域の活性化を目的とし、「向島ニュータウンまちづくりビジョン（以下「ビジョン」という。）」の進行管理などを行うことにより、地域が主体となったまちづくりの取組を一層推進し、ビジョンに位置づけた各取組の推進を図る。

(委員の構成)

第3条 推進会議は、向島ニュータウン及び向島地域における自治団体等（以下「地域団体等」）や事業者、行政関係機関を代表する者等で構成する。

(取り組む内容)

第4条 推進会議は、第2条の目的を達成するため、次の取組を行う。

- (1) ビジョンの進行管理
- (2) ビジョンに位置づけた各取組の継続検討
- (3) 各取組や取組主体の連携促進
- (4) 地域における新たな取組主体の発掘や育成

(会長の選任等)

第5条 会長は、委員の互選により定める。ただし、当面の間、地域団体等を代表する者全てを推進会議共同代表者とし、会長に代えることができる。

2 会長は、推進会議の進行をつかさどる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(顧問及びオブザーバー)

第6条 推進会議に顧問及びオブザーバーを置くことができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、当面の間、都市計画局都市企画部都市総務課、伏見区役所地域力推進室、京都市住宅供給公社向島ニュータウン営業所及び京都文教大学フィールドリサーチオフィスにより構成し、庶務等を行う。

(補助会議)

第8条 推進会議を補助する会議として、運営会議、取組ワーキンググループを設置する。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、推進会議の開催に必要な事項は、会長が定める。

附則

この規約は、平成29年4月22日から施行する。